



合併協議会だより

発行・編集／相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

第5回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年11月7日（月）午後2時から、けやき会館5階大樹の間において、第5回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

協議会では、小川会長が療養中であることから、会長職務代理者である副会長の鈴木藤野町長が議長を務め、「使用料、手数料の取扱い」、「清掃事業の取扱い」、「防災事業の取扱い」、「地域自治体等の設置及び都市内分権について」などの協議が行われました。議事等の内容については、次のとおりです。



協議事項

協議第27号 使用料、手数料の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 一部事務組合の取扱い
 - (1) 津久井郡広域行政組合
藤野町が加入している津久井郡広域行政組合については、平成18年3月19日をもって解散するとされていることから、解散後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。
 - (2) 神奈川県市町村職員退職手当組合
藤野町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。
- 2 機関等の共同設置の取扱い
藤野町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、平成18年3月19日をもって廃止するとされていることから、廃止後の業務については、住民サービスに支障を

- きたさないよう対応する。
- 3 事務の委託の取扱い
 - (1) 公平委員会事務委託
藤野町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。
 - (2) 公共下水道使用料徴収事務委託
藤野町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。
- 4 土地開発公社の取扱い
相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。
- 5 第3セクターの取扱い
相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

協議第29号 清掃事業の取扱いについて

原案のとおり決定

- 清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図る。
- 1 ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図る。
 - 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行う。
 - 3 ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定する。
 - 4 清掃事業に係る使用料及び手

数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、合併時に統合を図る。

協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 消防業務の取扱い
消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合する。
ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。
- 2 消防団の取扱い
消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、藤野町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

協議第31号 防災事業の取扱いについて

原案のとおり決定

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

主な意見

藤野町委員

防災行政用無線についての調整方針は、「新市において5年を目途に統合する。」となっているが、藤野町では、防災行政用無線の戸別受信機が各世帯に設置されており、今後も様々な通信手段として活用していきたいと思うので、廃止ではなく存続できるよう検討願いたい。

協議第32号 地域自治体等の設置及び都市内分権について

原案のとおり決定

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に

進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づく地域自治体等の設置に関する協議」とおり設置する。

新市全体の都市内分権のあり方については、平成23年4月を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

「地域自治体の設置に関する協議」は、2面下段に掲載してあります。

主な意見

藤野町委員

行政と住民とで情報のキャッチボールができる意見交換の場を作ってください、行政ニーズを把握しながら都市内分権を進めていただきたい。

企画部会

行政と住民の双方向で情報が公開され、行政に対して意見が言える状況が必要であると考え。現在、相模原市の広聴活動は、「集会による広聴（地域市政懇談会、市民と市長が語る会、子供議会など）」、「調査による広聴（市政に関する世論調査、市政モニターなど）」、「個別による広聴（私の提案制度、市民電子会議室など）」により行っており、合併後の新市においても住民意見を取り入れるため引き続き行われる。また、地域自治体においても、広報を月1回発行するとともにインターネットなどを活用して、積極的に情報提供に努めていきたいと考えている。

相模原市委員

地域協議会は、皆で意見を出し合い合意形成を図りながら、自主的にこういうことをやっていこうと話し合い、行政に提案していく仕組みだと考える。この地域自治体が、合併後の都市内分権に向けた一つの試金石になって、有効に
(2面に続く)

相模原市・藤野町合併協議会

第5回相模原市・藤野町合併協議会を開催・・・ 1、2面
新市の各種サービスや住民負担はこのようになります・・・ 3～6面

相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催・・・ 7面